

【予算編成上の留意事項】

1. 市町村協会の団体登録料は、最低5,000円とし、前年度の実績に応じて別表のとおりとする。
2. 維持分担金は、市町村協会一律に5,000円とする。
3. 賛助金は、地区協会会長、副会長などに依頼して、会長は20,000円、副会長は10,000円とし、その他の町村は、一律2,000円とする。
4. 高校団体登録料は、1チームにつき一律10,000円とする。
5. 中学団体登録料は、1チームにつき一律5,000円とする。
6. 高校個人登録料は、1名につき一律1,500円、中学個人登録料は、1名につき一律1,200円、小学生個人登録料は、1名につき一律1,000円とする。氏名を記載された選手のすべては、個人登録を必要とする。
7. 市町村協会の団体登録名簿に登録を必要とするものは、下記のとおりとする。
北見地区協会役員、日本バドミントン協会公認審判員、公認指導員、
北見地区協会主催の大会や講習会などに参加するもの、そのほか
8. 市町村協会の役員名簿、登録者名簿は、諸納入金とともに高体連地区大会（5月末か6月初め）までに事務局まで送付すること
9. 高校の登録は、チーム別（男・女別）とし、登録者名簿を高体連地区大会参加申し込みと同時に事務局まで送付すること。なお、登録料は、大会当日に持参して納入してもよい。追加登録は、前項と同様とする。
10. 一般の個人登録については、下記のとおりとする。
 - （1）個人登録料は、1名につき2,000円とする。
 - （2）市町村協会に加入していないもの。
 - （3）市町村協会の登録名簿に、7月末日までに記載されていないもの。
 - （4）市町村協会を通さずに、大会などに参加を希望するもの。
 - （5）管外の大学生および管外の居住者で、本地区協会主催の大会などに参加を希望するもの。
ただし、2地区協会に登録済のものを除く。
11. 役員旅費支給基準は、次のとおりとする。
 - （1）北海道バドミントン協会の総会・理事会・委員会・その他の役員会などに出席する役員の旅費は、JR旅費実費と宿泊を必要とする場合には、1泊につき7,000円を支給する。また、他の機関より旅費のみ支給される場合は、宿泊費のみを支給する。その他の職務につくときは、必要に応じて相応額を支給することができる。
 - （2）地区大会組合せ会議に出席する場合は、距離に応じて1,000円～2,000円の範囲で交通費を支給する。
 - （3）東北北海道大会の組合せについては、北見地区外で行われる場合、一人5,000円の交通費を支給する。
12. 大会補助金は、次の大会のみに補助をする。
 - （1）レディース大会 30,000円 市町村対抗 30,000円
国体予選大会 30,000円
 - （2）大会のレプリカ、審判用紙、審判員旅費、通信事務費などは、補助金の中から支出するように配慮すること。

13. 大会参加料については、下記のとおりとする。

- | | | | |
|--------------------------------------|--------|---------|----------|
| (1) 一般の個人戦（水鳥公認シャトル使用） | 1,300円 | ～ | 1,500円 |
| (2) 小中学生の個人戦 | 800円 | ～ | 1,000円 |
| (3) 高校生の個人戦（水鳥公認シャトル使用） | 1,000円 | ～ | 1,400円 |
| (4) 団体戦 | 市町村対抗 | 13,000円 | ～15,000円 |
| | レディース | 5,000円 | |
| (5) 高体連主催の大会は、高体連の規定による金額とする。（物納を含む） | | | |

14. 会議費は、総会・理事会・組み合わせ会議などの会場費および、必要に応じて、飲食費などについては支出するものとする。

15. 全道大会などの参加料や宿泊予約金については、期日厳守で事務担当者に送付すること。なお無届けで期日まで送付なき場合は、大会参加を拒否することがある。

【大会運営上の申し合わせ事項および参加制限】

1. 大会参加者の増加を図るため、2部の設置や年齢制限の細分化などを考慮する。ただし、参加者が少ないときは、組み合わせ会議において、成年以上を含めて他の種目と併合するか、廃止することがある。
2. 混合は、年3回のうち、30歳以上・40歳以上・50歳以上とし、それぞれ1回以上設ける。ただし、開催地の実状に応じ、混合を2種目設けることができるが、同一人の混合2種目への出場は認めない。
3. 大会運営上、1日の開催期間においては、1人の参加制限は混合を含めて2種目とする。なお、2日間のときは1日2種目まで認め計3種目以内とする。
4. 市町村協会の参加制限は、当面行わない。
5. 市町村対抗の競技種目については、次のようにする。
Aリーグ 男子ダブルス2 女子ダブルス1 混合2
Bリーグ 男子ダブルス2 女子ダブルス1 混合2
Cリーグ 男子ダブルス1 女子ダブルス1 混合1（男女とも50歳以上）
ただし、Aリーグ最下位とBリーグ1位は、次の年に入れ換えとなる。
6. 一般男女に2部を設置するときは、初心者出場しやすいように配慮する。
 - (1) 過去1年間の各種大会の2部優勝者の同一ペアを除く。
 - (2) 前年度までの大学生で、クラブ活動をしていたもの、および高校生でレギュラーであったものを除く。
 - (3) その他実力的に見て、2部選手以上と思われるものを除く。
 - (4) 2部選手としての認定は、組み合わせ会議でおこなう。